

平成24年度国際労働機関（ILO）等関連概算要求について

ILO分担金 38.5億円（23年度37.6億円）

4,534万スイスフラン × 85円 = 38.5億円（加盟国に課される義務的経費）
 （日本の分担額） （査定レート）

ILO等への拠出金事業等 5.7億円（23年度5億円）

アジア社会セーフティネット構築支援プログラム

ILOを活用した支援

マルチバイ事業

「失業時等の所得保障制度」及び「労働市場への復帰を促す制度（積極的労働市場政策）」構築のための支援事業

・アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業【48百万円】

適切な労働条件を確保し、ワーキングプアを防ぐ制度構築のための支援事業

- ・ASEAN地域の健康確保対策事業（WHOとの協働）【50百万円】
- ・ASEAN地域の健全な労使関係育成事業【13百万円】

労働者保護が確保された雇用の拡大のための支援事業

・南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業【100百万円】

基金

・アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業【112百万円】

ASEAN事務局との協働による支援

基金

日本／ASEAN社会セーフティネット構築支援事業【9百70万円】

委託

ASEAN・日本 社会保障・雇用政策ハイレベル会合開催事業【29百万円】

国内国際協力団体を活用した支援

委託

国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業【57百万円】

ILOを活用した支援

マルチバイ事業

・地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業【27百万円】

基金

・東日本大震災からの復興における雇用労働対策の国際公共財としての発信【123百万円】

平成 24 年度労働分野経済協力関連予算要求について

2011 年 10 月

厚生労働省国際課国際協力室

開発途上国、とりわけ東南アジア各国における雇用、労働問題の解決を助けディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現するため、我が国から ILO に対する拠出金により、協力事業を行っているところであるが、平成 24 年度概算要求に計上している事業は以下のとおりである。

1. アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業

平成 24 年度概算要求額 48,319 千円

(1) プロジェクト概要

積極的雇用対策や雇用保険などの社会セーフティネットの整備は、低所得者層を底上げし、アジア域内の民生の向上・有効需要の喚起のために必要不可欠である。しかしながら、多くのアジア諸国においては、公的職業紹介機関が十分に機能しておらず、また、失業保険制度が存在しないため、失業に伴う社会格差の拡大による社会の不安定化が懸念されている。このため、アジア諸国に失業保険制度等のノウハウを移転するとともに、それを公平・公正に実施する雇用サービス機関の機能強化の支援が必要である。

本事業は、ILO マルチバイ事業のスキームを用い、ASEAN 事務局等との連携により、失業保険制度導入のための支援等を実施するものである。

(2) 背景及び目的

現下の金融危機に端を発した世界的な経済不況は、アジア諸国の雇用情勢に大きな影響を及ぼしている。現在の日本経済は、アジア地域の消費に支えられている側面があり、本事業においては、アジア地域における社会的セーフティネット整備を支援することにより、低所得者層を底上げし、アジア域内の民生の向上・有効需要の喚起を図る。さらに、日本における労働市場政策のノウハウの移転により、ジャパンモデルがアジアにおけるスタンダードとなり、日本企業のアジア諸国での活動をより円滑にすることを図る。

(3) 対象国地域

ASEAN 諸国の中で失業保険の導入を検討している国

(4) 期待される効果（予定）

- ① 地域セミナー、失業保険制度設計コンサルティング等を実施し、アジア諸国に失業保険制度の知見・ノウハウを普及することにより、制度構築の機運醸成等、制度導入が推進される。
- ② 雇用サービス機関の機能強化のためのフェローシップ等の実施により、失業保険制度導入のために必要な給付機関における職業紹介・失業認定等の機能の向上が図られる。

(5) 実施期間等

平成 22 年度から平成 24 年度まで（3 年間）

2. ASEAN地域の健康確保対策事業（世界保健機関との協働）

平成 24 年度概算要求額 50,243 千円

（1）プロジェクト概要

アジア諸国における地域や職場での保健医療は、地域保健、産業保健とともに我が国のように確立されておらず、急速な経済発展の反面、労働災害やアスベスト等の有害物質による疾病対策が課題となっているところである。

そこで、ASEAN地域を対象とし、地域住民・労働者を対象とした我が国の医療・保健分野、産業保健分野の最良のシステム、経験、ノウハウを開発途上国に包括的に導入し、地域保健、産業保健水準を総合的に向上させるとともに、自立を促進させる事業である。

事業の実施に当たっては、当該分野で知識と経験を持つILO、WHOの両国際機関をそれぞれの特長を活かす形で活用することにより、相乗効果を求めている。

（2）背景及び目的

我が国が世界的な先進性を有する地域保健、産業保健の仕組みを、開発途上国に輸出し、協力対象国の制度構築を図る取組である。

また、我が国の支援でILO・WHOの共同プロジェクトに出資する試みは初めてのものであり、国連のONE－UN（1つの国連：傘下の各援助機関による途上国援助を一体化して効果的に実施しようとする取組）に資するものである。

（3）対象国地域

ベトナム、カンボジア

（4）期待される効果（予定）

ベトナム、カンボジアそしてASEANにおける労働安全衛生基準が促進され、ディーセントで安全な仕事が促進される。

（5）実施期間等

平成23年度から25年度まで（3年間）

3. ASEAN地域の健全な労使関係育成事業

平成 24 年度概算要求額 12,680 千円

(1) プロジェクト概要

ASEAN地域の政労使、有識者を参加させ、対話を通じた健全な労使関係構築を基本としながら、労働問題の知識・経験の共有、意見交換をワークショップ形式で実施し、報告書を出版するとともに、インターネットで公開する。

(2) 背景及び目的

労働者が、使用者から搾取されることなく、適切な労働条件を維持するためには、適切な労使紛争の処理と、健全な労使関係の育成が必要である。しかしながら、ASEAN諸国においては、十分な労使対話が行われていない。

このため、ASEAN地域の政労使、有識者を参加させ、対話を通じた健全な労使関係構築を基本としながら、労働問題の知識・経験共有、意見交換をワークショップ形式で行い、その成果をASEAN諸国へ普及させる。

(3) 対象国地域

ASEAN諸国

(4) 期待される効果（予定）

ASEAN諸国において、労使関係に関する意識が改善、労使の対話が促進され、安定かつ健全な労使関係の構築が行われる。

(5) 実施予定期間等

平成 23 年度から 25 年度まで（3 年間）

4. 南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業

平成 24 年度概算要求額 100,006 千円

(1) プロジェクト概要

南アジアにおいて全労働者の 8 割を占める自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けることのできない労働者（インフォーマルセクター）について、労働者保護が確保された雇用への移行の促進を図る。

(2) 背景及び目的

南アジア諸国、特にインドは、世界的な金融危機の中にあっても、経済発展を続けているが、以前、成長の果実を享受できない人々が存在している。特に、南アジアにおいては、自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けることのできない労働者（インフォーマルセクター）が全労働者の 8 割を占めており、「あまねく広がる成長」のためには、これらインフォーマルセクターを労働者保護が確保された正規の法人の雇用へ移行させること（フォーマル化）が必要である。

(3) 対象国地域

インド、バングラデシュ、ネパール

(4) 期待される効果（予定）

- ① インフォーマル労働・企業のフォーマル化を促進するような複合政策が、三者構成の会議体や他の国家／地方レベルの関係者間で議論され、統合モデルや関連する研究に反映される。
- ② インフォーマル経済のフォーマル化を促進する統合モデルが主要な政策立案者に提示される。

(5) 実施期間等

平成 23 年度から平成 27 年度まで（5 年間）

必要性

- 1 社会セーフティネット構築を担う調査研究機関、労使関係団体、民間援助団体等に対する支援による基盤整備の必要性
 - (1) 社会セーフティネット構築のために必要な統計分析、実態調査等を実施する政府系調査研究機関が非常に弱体、政策立案能力の不足に直結
 - (2) 労働組合や経営者団体等の活動が低調であり、社会セーフティネット構築の政策決定に十分に参画できておらず、政策が実情に即さず、混乱を招く
 - (3) 既存の民間援助機関によるが社会セーフティネットに関する事業が、専門知識や相互連携不足により、非効率
- 2 災害時等における迅速な対応の必要性（脆弱な者が最も被害を受け、最も支援を受けられず、最も生活再建が遅い）

災害時等からの本格的な復興のために必要となる雇用創出、職業紹介、職業訓練、復興工事時における労災防止に関する支援等が不十分

対象の重点事項

社会セーフティネット構築の基盤となる機関の育成

1 政府系調査研究機関の能力向上・ネットワーク化支援

- ① 政府系調査研究機関の実態調査・関係者意見聴取
- ② 研究評価手法の確立支援・研究機関のマネジメント手法確立支援
- ③ 国内外の研究機関のネットワーク化の促進

社会セーフティネット構築のための
・統計分析、実態調査、能力向上
・保険制度設計能力向上

2 労使関係団体の活動支援

- ① 労使団体の活動に関する実態調査・関係者意見聴取
- ② 労使団体の活動に対する個別指導・組織強化支援

社会セーフティネット構築の政策決定における労使関係団体の参画の実現

3 民間援助団体の活動評価・指導、ネットワーク化支援

- ① 民間援助団体に関する実態調査
- ② 民間援助団体の活動内容の個別指導・指導者育成
- ③ 民間援助団体のネットワーク化の促進・国際機関との連携の強化

社会セーフティネットに関わる民間団体における
・専門知識の向上
・団体間の連携・重複の排除
・ネットワーク化による欠落の防止

社会セーフティネット構築の基盤の整備

災害時等からの復興における迅速な対応

4 災害時からの復興における緊急雇用創出、労災防止等の緊急対策支援

- ① 災害時における対策ニーズに関する実態調査・巡回指導
- ② 災害時等における緊急雇用創出、職業紹介等に関する指導者育成
- ④ 復興工事等における労災防止等に関する指導者育
- ⑤ 職業訓練と職業紹介の連携の強化

災害等からの迅速な復興における
・必要な雇用と求人のマッチング
・職業訓練と職業紹介の連携
・労災防止の推進

災害等からの迅速な復興による脆弱な者の生活再建

運用形態

- ・多様な対象とニーズにマッチさせる必要性
- ・状況に合わせた迅速な援助内容の決定の必要性

対象事業を公募形式で決定

- ・対象事業決定に当たり、我が国政府の承認を必要とする。
- ・事業実施に当たり、成果物に日の丸を付すなど、可視性を確保、評価報告書の公表

- アジア地域は、近年急速に経済発展を遂げている反面、根強い貧困や経済的な格差の拡大といった問題を依然として抱えており、過去二度の経済危機において、災難、特に金融危機から、社会的弱者を十分に保護する社会的セーフティネットの必要性が明らかになったところである。
- 社会的セーフティネットとは、短期や緊急のリスクに対し保障を提供するもので、その内容は、疾病、傷病、失業など個人のリスク、洪水や飢餓のような地域レベルのリスク、金融危機のような国家レベルのリスクなど、対応するリスクによって様々である。
- 歴史、文化、宗教や発展段階が異なっているにもかかわらず、アジア諸国は、社会的セーフティネットの強化する努力をしてきた。しかしながら、全体的には、全ての人々に適切な社会的セーフティネットを整備するという目標にはほど遠い状況である。
- 社会的セーフティネットの促進のためには、政策決定が、労使団体の意見を反映したものである必要があるが、ASEAN諸国は、政策決定過程に労使団体が十分参画しているとは言えない状況である。

期待される成果

労使団体の能力向上及び社会的セーフティネットに関する政策決定への参画促進を通じて、ASEAN諸国における社会的セーフティネットの基礎を構築することを支援する。

期待される活動/イベント

- a) ASEAN地域レベルの労働組合及び使用者団体のニーズに関する基礎調査
- b) 以下を含む、ASEAN地域を代表する労使団体の育成、政策対話の促進
 - ・ 労使団体の運営・管理の改善のためのワークショップ／セミナー
 - ・ 労使団体の指導者トレーニングのためのワークショップ／セミナー
 - ・ 社会的セーフティネットに関する政策決定過程における地域レベルの労使団体の参画促進のためのワークショップ／セミナー

ASEAN地域レベルでの社会的セーフティネット構築のための政策形成におけるASEAN代表労使団体の参画の促進

労使の意見を反映した社会的セーフティネットの構築への貢献

基金の枠組み

ASEAN諸国における労使団体への態度は多様であり、政治的に機微な問題

ASEAN事務局の自主性の尊重が重要かつ必要
(ASEAN事務局による事案提案が望ましい。)

- ・ 基金は、日本厚生労働省からASEAN事務局に拠出するものとする。追加拠出は、年1回行われる。(予定)
- ・ ASEAN事務局は、各年毎に日本政府と緊密に協議の上、事業のコンセプトを用意することとする。このコンセプトは、一連のイベントの全体パッケージとする必要がある。
- ・ 日本政府の同意のもと、労働高級事務レベル会合(SLOM)は、コンセプトを承認し、そのコンセプトが規定するそれぞれの活動／イベントのホスト国を決定する。
- ・ SLOMの合意の後、それぞれのホスト国は、イベントのワーキングプランをASEAN事務局に提出する。
- ・ 必要に応じ、ワーキングプランや活動／イベントの実施に関するレビュー、モニタリングのために、SLOM議長国、ASEAN事務局、日本政府からの代表で構成されるワーキンググループを設置することができる。

○ ASEAN・日本社会保障・雇用政策ハイレベル会合開催事業

平成 24 年度概算要求額 29,173 千円

1. 事業の目的

平成 21 年 9 月のピッツバーグ G20 サミット首脳声明において、開発途上国における貧困や差別など最も脆弱な人々への社会的セーフティネット支援の必要性が指摘されている。また、平成 22 年 6 月に閣議決定された新成長戦略においては、安全・安心なアジア社会の実現に向けて、社会的セーフティネットの普及のため我が国の知見、経験を活用することを盛り込んだところ。

平成 22 年 7 月の第 3 回 ASEAN+3 保健大臣会合共同声明において、健康増進、保健人材の育成等に関する協力を推進することとされており、また、同年 11 月の第 3 回 ASEAN+3 社会福祉大臣会合共同声明においては、2015 年までに「ASEAN Community of Caring Societies*」を構築すると共に、子ども、障害者、高齢者の社会福祉と開発における協力への取組みを推進することとされている。

これらを踏まえ、ASEAN10 ヶ国から社会福祉、保健医療政策及び雇用政策を担当するハイレベル行政官を我が国に招聘し、社会保障・雇用政策ハイレベル会合を開催してきたところ。本会合は、ASEAN+3 保健大臣会合、社会福祉開発大臣会合を支える事業として関係国間で位置づけられており、社会福祉、保健医療及び雇用政策の分野における人材育成を強化し、これら分野における ASEAN と日本の関係発展を図ることを目的としている。

2. 事業概要

毎年 1 回、日本において開催し、ASEAN 諸国や ASEAN 事務局との連携を図りつつ、社会保障と雇用政策の一体的な実施という観点から、人材育成、高齢化社会への対応、母子・障害者保健福祉、社会的弱者支援等を会合のテーマとし、福祉、保健サービスと雇用サービスの連携を軸に、中央政府と地方政府との連携、官民の役割分担、コミュニティー活動などについて議論を行う。

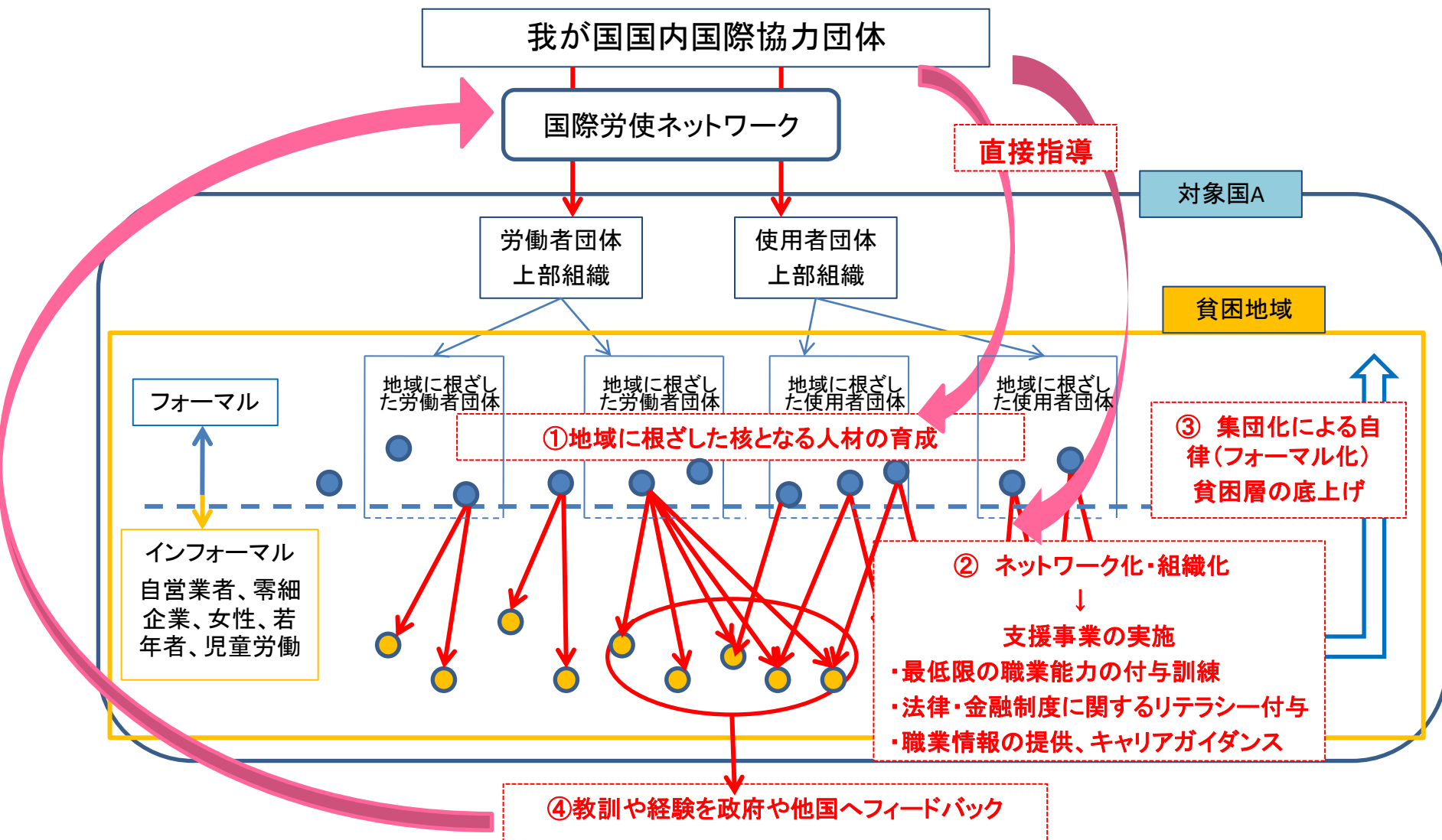
会合の成果は、ASEAN+3 保健大臣会合、社会福祉開発大臣会合、雇用労働大臣会合に報告されるとともに、ASEAN 事務局による政策提言に活用される。

* Caring Societies：平成 8 年の東アジア社会保障担当閣僚会議において橋本総理（当時）より述べた社会保障の基本理念。

国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業(平成24年度要求額 56,746千円)

必要性

- 1 政府の公的サポートの行き届かない貧困層(インフォーマルセクター)の存在
- 2 他国が貧困層に直接アプローチしても、事業効果の持続性の確保が困難
- 3 既存の地域に根ざした組織(労使団体)を使った支援が必要



8. 地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業

平成 24 年度概算要求額 26,950 千円

(1) プロジェクト概要

一定の工業化を果たしている国を中心としたアジア地域諸国に対して、環境に優しい企業活動実現のための労使パートナーシップ強化、モデル企業を育成するパイロットプログラム等地球環境の問題に配慮した雇用を促進するための支援を実施する。

(2) 背景及び目的

ILOは、国連環境計画（UNEP）と共同で、「グリーン・ジョブ・イニシアチブ」を打ち出し、環境への配慮を適切に組み入れないと、雇用機会・収入・貧困削減の実現可能性が高まらないこと、また、環境に配慮した持続可能な社会経済開発に、政府および労使が果たす役割の重要性を強調している。また、日本を議長国として開催された2008年のG8労働大臣会合においても、気候変動に伴う労働移動への対応や環境に優しい産業に必要な能力開発を推進する必要性に合意するとともに、地球環境を守るための職場単位の労使協力の必要性を盛り込んだ結論がとりまとめられたところである。

実際、アジア地域においても経済成長最優先の陰で、後回しとされてきた環境行政機関や環境法体系の整備・強化も近年各国で急速に進められている。労働市場においては、環境政策の転換や環境に配慮した産業構造への移行に伴い、新たな雇用が生まれる反面、変化に乗り損ねた大量の構造的・摩擦的失業の発生も懸念されている。

(3) 対象国地域

アジア太平洋地域における一定の工業化を果たしている国（フィリピン、タイ）

(4) 期待される効果

- ① 地域セミナー、出版物等を通じて、途上国政労使三者における気候変動等に関連した雇用上の問題点及び対応等に対する意識啓発が進む。
- ② モデル企業を選定して、環境に優しい企業活動を実現のための労使協同活動促進や、地球環境の問題に配慮した産業構造への移行による就労環境の変化に対応するための職業能力開発を実施し、モデルケースを作成する。

(5) 実施期間等

平成24年度から25年度まで（2年間）

東日本大震災からの復興における雇用労働対策の国際公共財としての発信（新規）
（復興特別枠）

○ 平成 24 年度概算要求額

122,692 千円

・実施主体：国際労働機関（ILO）

1. 事業の目的

アジアにおいては世界の自然災害の 40%がこの地域で発生し、死亡者数については 82%を占めるといわれており、雇用労働対策を含む自然災害への対応がもっとも必要な地域である。ILO アジア太平洋総局は、本年4月にクライシス担当を新たに配置し、大規模な自然災害への雇用労働分野での対応を拡充してきているところであり、本部のクライシス担当部署と連携し、自然災害対応に当たっている。

ILO によれば、政府による雇用対策をはじめとする雇用労働分野における我が国の東日本大震災への対応は世界的にみて非常に水準の高いものであり、各国に発信すべきものとして高く評価されているところである。

「東日本大震災からの復興基本方針」（7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において示された復興施策には、（4）③世界に開かれた復興として、災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するための国際協力を積極的に推進し、知見・教訓を国際社会と共有するための調査研究の実施、専門家会合やシンポジウムの開催等を国際機関とも連携しつつ推進することとされている。雇用労働分野における国際協力についても、これを踏まえて推進することが必要であり、東日本大震災において被災地で生じた雇用労働問題、これに対し我が国の官民が行った雇用労働対策を調査分析し、世界に発信するための国際会議を開催する等の事業を実施するため、ILO に対して基金を拠出することにより、雇用労働分野に知見のある国際機関と連携しつつ、我が国として国際協力を推進するものである。

本事業は、我が国の東日本大震災からの復興を世界に強く PR し、印象づけるためにも、重要である。

2. 事業概要

以下の事業を実施するための基金を、ILO 自然災害雇用対策基金として設置し、拠出することにより平成24年度から25年度に渡る2カ年の事業を実施する。

(1) 雇用労働対策調査(1年目)

東日本大震災において被災地で生じた雇用労働問題、これに対し我が国の官民が行った国、自治体、企業、労使団体、NGO 等が被災地で実施した雇用対策、労働安全衛生対策等をヒアリング調査により幅広く収集し、分析することにより、途上国政府、企業、労使団体等が自然災害に対する雇用労働対策を実施する際に活用できる事例集を作成する。

なお、調査の実施に当たっては、被災地の方々を調査員として活用することにより、被災地への裨益を図る。

(2) 途上国担当者による雇用労働対策調査視察(1年目)

(1)の調査に当たって、途上国の雇用労働対策担当者を招聘して同行させ、国等が実施した対策の現場を視察させることにより、自国における自然災害への対応能力の向上を図る。この案内役となるコーディネーターには、被災地の方々を活用することとし、被災地への裨益を図る

(3) 国際会議の開催(1年目)

(1)によって得られた成果を国際公共財として広く世界に発信するため、各国政労使の参加のもとに、アジア太平洋域内の災害多発国及び被災地において国際会議を開催する。発表には、(2)により招聘した者の代表によるプレゼンテーションを含む。

(4) 雇用労働対策の評価(2年目)

東日本大震災において被災地で実施された雇用対策、労働安全衛生対策が所期の効果を上げているかどうか、評価をおこなうため、国、自治体、企業、労使団体、NGO 等及び被雇用者に対してヒアリング調査を行い、前年に作成した事例集に反映させる。

なお、調査の実施に当たっては、被災地の方々を調査員として活用することにより、被災地への裨益を図る。

また、調査結果を踏まえて、ILO アジア太平洋総局及び域内各国によって実施されるべき雇用労働対策についての指針を作成・公表する。

(5) 途上国担当者による雇用労働対策評価視察(2年目)

(1)の調査に当たって、途上国の雇用労働対策担当者を招聘し、国等が実施した対策の評価のための調査に同行させ、対策から評価までの実態を併せて目に触れさせることにより、自国における自然災害への対応能力の向上を図る。この案内役となるコーディネーターには、被災地の方々を活用することとし、被災地への裨益を図る

(6) 国際会議の開催(2年目)

(4)によって得られた成果を国際公共財として広く世界に発信するため、各国政労使の参加のもとに、アジア太平洋域内の災害多発国及び被災地において国際会議を開催する。発表には、(4)により招聘した者の代表によるプレゼンテーションを含む。

(7) CTA の配置(1, 2年目)

本事業を実施するため、日本国内にチーフ・テクニカル・アドバイザー（CTA）を配置する。本事業においては、日本人調査員により実施される日本人向けのヒアリング調査が重要であることから、日本人調査員との意思疎通、日本語で記述されたヒアリング調査結果の分析を円滑に行うため、日本人 CTA の採用を強く ILO に求めることとする。

（参考）

途上国における近年の大規模な自然災害

2004年	インドネシア、タイ、スリランカ等：スマトラ沖大地震による津波
2005年	パキスタン：地震
2007年	バングラディシュ：洪水
2008年	ミャンマー：サイクロン・ナルギス
	中国（四川省）：地震
2010年	パキスタン：洪水
	中国（青海省）：地震

東日本大震災からの復興の基本方針（抄）

（平成23 年 7 月 29 日決定）
（平成23 年 8 月 11 日改定）

東日本大震災復興対策本部

5 復興施策

（4）大震災の教訓を踏まえた国づくり

③世界に開かれた復興

（iii）災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するための国際協力を積極的に推進する。このため、災害対応に優れた航空機の国際的活用、グローバルな防災ネットワークの構築に向けた A S E A N 諸国や太平洋島嶼国との協力、日中韓等の地域防災協力、防災分野の途上国の人材育成等の国際協力を推進する。

また、知見・教訓を国際社会と共有するための調査研究の実施、海外の防災関係専門家を招へいした専門家会合やシンポジウムの開催、「兵庫行動枠組」の後継枠組の策定に向けた2012 年のハイレベル国際会議の開催、第3 回国連防災世界会議（2015 年予定）の誘致等を、国際機関とも連携しつつ、推進する。国際会議の開催・誘致等国際協力・国際交流事業については、復興状況をみつつ、被災地での実施を検討する。